

別表第1（第2条関係）

指名基準の運用基準

指名基準	留意事項
1 経営及び信用の状況	<p>以下の事項に該当する場合は指名しないこと。</p> <p>(1) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められること。</p> <p>(2) 本県各部局所管の委託契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している場合など明らかに受託者として不適当であると認められること。</p>
2 当該委託業務について技術的適正	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該委託業務と同種業務について相当の実績があること。</p> <p>(2) 当該委託業務の受託に必要な業務管理、品質管理等の技術水準と同程度と認められる技術的水準の業務の受託実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該委託業務の委託条件と同等と認められる条件下での受託実績があること。</p> <p>(4) 発注予定業務種別に応じ、当該委託業務を受託するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>
3 当該委託業務に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での受託実績等からみて、当該委託業務を確実に円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
4 手持委託業務の状況	<p>業務の手持状況からみて、当該委託業務を行う能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 その他不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は指名しないこと。</p> <p>(1) 本県発注業務について、委託契約書に基づく管理技術者等に対する措置請求に受注者が従わないこと等委託契約の履行が不誠実であること。</p> <p>(2) 本県発注業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに、受託者として不適当であると認められること。</p> <p>(3) 賃金不払に関する通報が関係行政機関からあり、当該状態が継続している場合であって明らかに、受託者として不適当であると認められること。</p>